

最高裁秘書第1834号

令和4年6月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 中 村

司法行政文書開示通知書

3月31日付け（4月4日受付、第040011号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 裁判官会議（第3回）議事録（片面で4枚）
- (2) 裁判官会議（第4回）議事録（片面で1枚）
- (3) 裁判官会議（第5回）議事録（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の各文書には、個人識別情報（署名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

裁判官会議（第3回）議事録

令和4年2月2日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 令和4年度の裁判官研修について

笠井司法研修所長から、資料第1に基づき、標記の研修について説明があった。

2 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案について

徳岡人事局長から、標記の法律案について報告があった。

3 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、

1の裁判官の退官については、報告及び原案どおり決定し、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の判事任命等については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第3に基づき、福井地方、家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 福井地方、家庭裁判所長村野裕二の依願免本官並びに兼官に伴い、京都地方裁判所判事長谷部幸弥を福井地方、家庭裁判所長とする。

イ 神戸家庭裁判所長樋口裕晃の定年退官に伴い、大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）永井裕之を神戸家庭裁判所長とし、その後任者を松山地方、家庭裁判所長千葉和則とし、その後任者を神戸地方裁判所判事飯島健太郎とする。

ウ 福岡家庭裁判所長野島秀夫の定年退官に伴い、福岡高等裁判所判事（部の事務総括者）岩木宰を福岡家庭裁判所長とし、その後任者を大分地方、家庭裁判所長梅本圭一郎とし、その後任者を福岡地方、家庭裁判所小倉支部長松藤和博とする。

午前11時00分終了

議 長
[Redacted]

秘書課長
[Redacted]

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.2.2提出)

1 裁判官の退官について

定年退官(令4.3.8)

名古屋高判事・名古屋簡裁判事

水谷 美穂子(35)

依願免本官並びに兼官(令4.2.28)

名古屋地判事(部総括)・名古屋簡

裁判事

井上 泰人(47)

依願免本官並びに兼官(令4.3.1)

東京家地立川支判事(部総括)・立

川簡裁判事

今井 攻(37)

依願免本官並びに兼官(令4.3.1)

広島高判事(部総括)・広島簡裁判

事

金子 直史(39)

2 裁判官の転補等について

最高裁家庭局付(東京家判事・東京
簡裁判事)

長野地家諏訪支判事・諏訪簡裁判事
・岡谷簡裁判事

手塚 隆成(64)

東京家地立川支判事(部総括)・立
川簡裁判事

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判
事

高宮 健二(42)

横浜地判事(部総括)・横浜簡裁判
事

東京高判事・東京簡裁判事

藤澤 孝彦(46)

広島高判事（部総括）・広島簡裁判事	神戸地判事（部総括）・神戸簡裁判事
神戸地判事（部総括）・神戸簡裁判事	小池明善（43）
最高裁総務局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	大阪高判事・大阪簡裁判事
最高裁人事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	高松宏之（44）
最高裁民事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	山形家地判事補・米沢支判事補・山形簡裁判事・米沢簡裁判事
最高裁刑事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	楠山喬正（66）
最高裁刑事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	長崎地家判事補・長崎簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	大久保陽久（67）
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	青森地家八戸支判事補・八戸簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	山田将之（67）
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	さいたま地家判事補・さいたま簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	牧野一成（69）
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	松山地家判事補・松山簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	山井翔平（69）
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	長崎地家佐世保支判事補・佐世保簡裁判事
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	吉岡知紀（67）
最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）	東京地判事補・東京簡裁判事
	本村理絵（68）

3 裁判官の判事任命等について

最高裁民事局付（東京地判事・東京
簡裁判事）

司研所付（東京地判事・東京簡裁判
事）

最高裁民事局付（東京簡裁判事・東
京地判事補）

司研所付（東京簡裁判事・東京地判
事補）

森 山 由 孝 (62)

岡 野 慎 也 (62)

裁判官会議（第4回）議事録

令和4年2月9日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項及び令和4年度の裁判所職員（裁判官以外）の研修について

遠藤裁判所職員総合研修所長から、資料に基づき、裁判所職員（裁判官以外）研修に関する重要な事項について説明があり、原案どおり決定した。また、令和4年度の裁判所職員（裁判官以外）の研修及び養成について報告がされた。

午前10時43分終了

議 長

秘書課長

裁判官会議（第5回）議事録

令和4年2月16日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、菅野、山口、戸倉、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

- 1 日本司法支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の業務運営に関する目標について説明があり、法務大臣からの同目標についての求意見に対し、最高裁判所として意見がない旨回答することを決定した。

- 2 発信者情報開示命令事件手続規則について

門田民事局長から、資料第2に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

- 3 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する答申について

門田民事局長から、資料第3に基づき、標記の答申について報告があった。

- 4 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する答申について

門田民事局長から、資料第4に基づき、標記の答申について報告があった。

- 5 民法（親子法制）等の改正に関する答申について

手嶋家庭局長から、資料第5に基づき、標記の答申について報告があった。

- 6 人事について

(1) 徳岡人事局長から、資料第6に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等、3の裁判官の新規任命等及び4の司法修習生の再採用については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 徳岡人事局長から、資料第7に基づき、最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長大須賀寛之を東京地方裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を名古屋地方裁判所判事板津正道とする。

イ 最高裁判所事務総局情報政策課長杜下弘記を東京地方裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者として、最高裁判所事務総局審議官染谷武宣を兼ねて最高裁判所事務総局情報政策課長とする。

午前11時15分終了

議長



事務總長



秘書課長



裁判官会議資料第6
(2月16日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和4.2.16提出)

1 裁判官の退官について

定年退官（令 4. 3. 13） 大阪高判事・大阪簡裁判事
五十嵐 常之 (35)
定年退官（令 4. 3. 14） 岐阜簡裁判事（司掌者）
安藤 學

2 裁判官の転補等について

京都地判事（部総括）・京都簡裁判事 大阪高判事・大阪簡裁判事
菊井 一夫 (49)
神戸地判事（部総括）・神戸簡裁判事 大阪高判事・大阪簡裁判事
入子 光臣 (49)
福岡地家小倉支判事（支部長）・小倉簡裁判事（司掌者） 福岡地家判事（部総括）・福岡簡裁判事
溝國 権久 (44)
福岡地家判事（部総括）・福岡簡裁判事 福岡高判事・福岡簡裁判事
富田 敦史 (47)

3 裁判官の新規任命等について

岐阜簡裁判事（司掌者） 戸田 久

4 司法修習生の再採用について

「司法修習生再採用候補者名簿」のとおり